

仕 様 別 紙

1頁

件 名	屋上防水修繕（日野第七小）		
概 要	1. 場 所	日野市神明三丁目2番地（日野第七小学校） TEL 042-583-3907	
	2. 工 期	契約日の翌日から令和8年2月27日まで	
	3. 内 容	西校舎、東校舎及び塔屋の屋上防水が経年劣化したため、修繕するもの	
	4. 仕 様		
	1. 仮設工		
	昇降用足場架け払い	手摺先行 ｸﾙﾀﾝ式足場	1 式
		養生ﾒｯｼｭｼｰﾄ、昇降階段、侵入防止柵共	
	石綿対策費	足場設置時 養生、飛散防止措置、 保護具損料他	1 式
	塔屋落下防止手摺設置	設置箇所ｸﾙﾀﾝ防水補修費共	1 式
	ネットフェンス	撤去・復旧費	490㎡
資機材揚重費	ﾗｯﾌﾟｰ設置共	1 回	
交通誘導員	足場設置、解体、大型車両通行時	1 式	
安全設備費	ｶｰﾎｰﾝ・ﾊﾞｰ	1 式	
	※石綿については、含有ありとして、施工すること		
概 要	2. 西校舎		
	既存防水不良部分撤去		238㎡
	既存防水撤去部分下地調整	下地調整・仮防水材塗布	238㎡
	既存防水下地補修(撤去部分以外)	不良部部分補修・ｸﾚﾝ清掃他	699.1㎡
	高圧洗浄		699.1㎡
	平場 ｸﾙﾀﾝ塗膜防水	密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等	255.2㎡
	平場(既存防水撤去部分)	ｸﾙﾀﾝ塗膜防水 X-1工法	238㎡
	平場(狭小部・施工難部分)		
	ｸﾙﾀﾝ塗膜防水	密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等	246㎡
	立上り ｸﾙﾀﾝ塗膜防水	密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等	53㎡
	ﾊﾟｰﾊﾟｯﾄ天端 ｸﾙﾀﾝ塗膜防水		
	密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等		79.5㎡
	国旗掲揚棟基礎		
	ｸﾙﾀﾝ塗膜防水 密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等		10.6㎡
	ﾌｪﾝｽ基礎(大) 550×200×H400		
	ｸﾙﾀﾝ塗膜防水 密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等		49基
	ﾌｪﾝｽ基礎(小) 200×200×H400		
	ｸﾙﾀﾝ塗膜防水 密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等		47基
	脱気筒取付 SUS製(X-1新設部分)		4ヶ所
	改修用ﾄﾚｰ取付 横用 100φ想定 既存撤去・補修共		8ヶ所
	3. 東校舎		
	既存防水下地補修 不良部部分補修・ｸﾚﾝ清掃他		299㎡
	高圧洗浄		299㎡
	平場 ｸﾙﾀﾝ塗膜防水 密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等		206㎡
	平場(狭小部・施工難部分)		
ｸﾙﾀﾝ塗膜防水	密着工法(高強度・高伸長型) X-2同等	20.5㎡	

受付番号
1284

仕 様 別 紙

3頁

件 名	屋上防水修繕（日野第七小）
概 要	情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式１～様式６）を業務内容に応じて提出すること。 なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。 ３）本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性２以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。 （２）環境負荷低減の取組みについて １）日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。 ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言 ２）洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。 （３）障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第４２号）」に基づき、次の事項に留意すること。 １）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。 ２）差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第１３条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第１２条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。 なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。 （４）内部通報制度 １）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和３年６月１日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。 ２）内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。 （５）環境により負荷の小さい自動車利用 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

